まちづくりの柱3. 健康福祉



健康づくり教室



敬老会

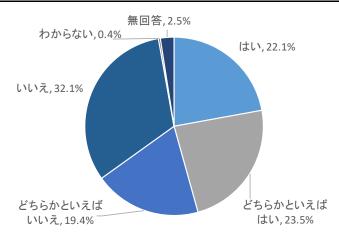


大池公園ボランティア美化活動

※掲載されている写真については、変更となる可能性があります。

<1つにO印>

1. はい 2. どちらかといえば はい 3. どちらかといえば いいえ 4. いいえ 5. わからない



住民アンケートやワークショップ等のご意見

- ●健康はとても大切です。子どもから高齢者まで運動や食生活、生きがい等、保健福祉や 社会教育等、色々な方面から取り組んで、たくさんの人が元気に長生きできるように。
- ●眼科や耳鼻科、皮膚科、婦人科等の専門的な医療機関を充実させてほしいです。
- ●防災行政無線を活用した啓蒙活動(特にコロナ禍での注意点)は分かりやすく、日々の 生活に大変役に立ったので、今後も様々な情報発信を継続してほしいです。
- ●オンライン医療等を検討してほしいです。
- ●高齢者になっても病院が多くあれば住みやすいと思います。
- ●これから益々高齢者が多くなります。若者を含め、人との交流の場が無くなるのが心配です。イベントやボランティア活動等を通して活性化していってほしいです。
- ●福祉の授業で学んだことを活かせるところがほしいです。
- ●高齢者と若者が関われる施設を作ってほしいです。
- ●高齢者が楽しく暮らせるように年金対策に力を入れてほしいです。
- ●少子化対策とともに高齢者が安心して年をとれるよう福祉が充実してほしいです。
- ●元気な高齢者が働く場所があれば楽しいと思います。
- ●加齢性難聴者に対しての補聴器購入補助制度の検討をしてほしいです。
- ●高齢者が孤独にならないように、人と関われる場所が多くあると良いと思います。
- ●高齢者の代わりに買い物をしてくれるサービスがあれば良いと思います。
- ●障がいのある人や介護で自分のやりたいことができない人達も充実した暮らしをしてほしいです。車いすでも使用しやすい飲食店を増やしてほしいです。

3-1 健康づくりの推進



3-|-| 健康づくりの推進

現況

Ⅰ 健康づくり

- ●20 歳以上の町民の方を対象に、ヘルスアップ教室(ヘルスアップコース、シニア向けコース) を実施しています。
- ●運動指導員を配置し、エアロバイクによる有酸素運動、筋カトレーニング、ストレッチなどの運動を行い、運動習慣の定着化を図っています。
- 2 健康づくり関連施設
- ●福祉会館や健康センターは、指定管理者制度を活用して管理・運営しています。
- 3 特定健診・特定保健指導
- ●特定健診については、集団検診(土日検診含む)と個別検診、節目の年齢の方を対象とした人間ドックを実施しています。受診率は、コロナ禍前の受診率までは回復しておらず、40代、50代の受診率が低い傾向にあります。特定保健指導についても同様の傾向が見られ、50代後半から60代前半の受診率が低い傾向があります。

4 検診

●町民検診として、がん検診、特定健診、高齢者健診を合わせて、町民検診として実施しています。実施方法としては、集団検診(土日検診含む)と個別検診、節目の年齢の方を対象とした人間ドックを実施しています。がん検診、高齢者健診の受診率については、10~20%代で推移しています。

課題

若い世代の参加者が少なく、決まった時間、曜日の教室の開催のため、 気軽に運動したい方のニーズに応えられていないことが課題です。

施設や設備が老朽化しており、計画 的に改修などを実施する必要があり ます。また、あゆり温泉敷地内の擁 壁について、速やかに改修工事を行 う必要があります。

若い世代(40代、50代)の健診受診率が低く、特定保健指導については、50代後半から60代前半の方の参加率が低い傾向があります。若い年代からの生活習慣の改善で、疾患の予防、重症化の予防改善ができるため、若い年代の健診受診率及び保健指導の参加率向上が課題です。

がん検診、高齢者健診ともに受診率 が低い状況が続いています。がん検 診は、早期発見がその後の治療や予 後を大きく左右するため、がん検診 の受診率向上が課題です。

健診受診による疾病の早期発見及び早期治療を促進します。

対策・取組

- I ヘルスステーション運営事業
- ●コロナ禍以降の生活習慣の変化を受けて、町民の健康づくりについては、積極的な動機付けを行う必要があります。
- ●DX の観点も取り入れ、年齢層に応じた無理なく続けられるプログラムを構築し、民間の スポーツジムとは異なる付加価値をつけ、多くの町民が参加できる事業を目指します。
- 2 福祉会館管理運営事業
- ●施設のよりよい利活用について検討します。
- 3 健康センター管理運営事業
- ●指定管理者制度を引き続き導入し、民間ならではの魅力ある取組みによって利用者の増加 を図ります。また、敷地内の擁壁ついては、課題解決に向けて、関係機関や隣接地権者等 と協議を進め解消に努めます。
- 4 特定健診・特定保健指導事業
- ●若い世代も受診・参加しやすい事業体系の見直しを行いつつ、DX の視点も入れ、健診の 重要性、効果を周知しながら事業を推進します。
- 5 町民検診事業
- ●より多くの方に受診いただけるように、DX の視点も踏まえながら、若い世代も受診しや すい事業体系への見直しを検討し、健診の重要性、効果を周知していきます。
- ●高齢者健診については、健診受診のための交通手段の確保についても検討していきます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
特定健診の受診率	48.8%	60.0%
がん検診受診率(5がん平均)	14.7%	20.0%
高齢者健診受診率	24.0%	35.0%
健康センター年間利用者数	74,886 人	150,000 人

デジタル化 の取組

- ・町民検診でのオンライン問診の運用
- ・町民検診でのオンライン予約の運用
- ・公共施設での身体測定機器の設置及びアプリ等でデータの管理

3-2 保健・医療の充実



3-2-1 保健・医療体制の充実

現況

l 献血

- ●町内各企業の協力を得て、定期的に献血 事業を行っています。また、骨髄移植ドナ ー登録への協力も行っており、骨髄移植 ドナー支援事業助成金の交付制度も設け ています。令和4年度の目標献血量の達 成率は45%に留まっています。
- 2 保健福祉センター
- ●指定管理者により管理・運営しています。 当該施設内には、矢吹町社会福祉協議会、 包括支援センター事務局等があります。
- 3 予防接種
- ●予防接種法に定められた予防接種の実施の他、任意接種のおたふくかぜ、インフルエンザ(乳幼児、学童、妊婦)、風疹抗体検査及び予防接種(定期接種対象外)を行っています。
- 4 救急医療
- ●救急医療の確保により、医療体制の確保 が難しい夜間・休日の時間における重症 患者の医療体制を構築しています。
- ●寄附講座の実施により、医療体制の確保が難しい夜間・休日における重症患者の 医療体制を構築しています。令和5年度 からは、新たに会田病院と自治医科大学 との医師派遣協定(寄附講座)に対し、西 白河地方5市町村で財政支援を行い、さ らなる地域医療体制の充実を図っていま す。

課題

計画量の確保が難しい状況が続いています。献血事業の円滑な事業の推進、目標血液量の確保に努めるため、若い世代の献血協力者を増やしていくことや身近に献血機会を増やしていくことが課題です。

地域福祉の拠点として今後も継続し た運営の必要がある一方、施設や設 備が老朽化しており、計画的に改修 などを実施する必要があります。

予防接種の実施により、疾患の予防と重症化の予防の効果があります。 また、全体の接種率を向上させることで、疾患の流行を防ぐことができるため、適切な時期の接種勧奨による接種率の向上が課題です。

様々な感染症の感染拡大を含め、 夜間・休日の診療件数が増加しています。医療体制を今後も継続していくために、受診する方へ医療 機関の適正受診のお願いや普及活動をし、医療現場の逼迫を招かないようにしていくことが、今後の 課題です。

救急及び疾病予防のための医療体制を確保します。

対策・取組

l 献血事業

- ●新型コロナウイルス感染症の影響もあり、献血者が減少していることから、献血及び骨髄 移植ドナー登録の必要性について理解を得られるよう普及啓発に力を入れていきます。
- 2 保健福祉センター管理運営事業
- ●地域福祉の拠点としての機能を維持するため、指定管理者と連携して施設設備の定期的な 点検を行い、必要に応じて改修等を行います。
- 3 予防接種事業
- ●紙媒体での個人通知だけでなく、広報やホームページ等での周知を行っていきます。
- ●将来的には SNS 等の活用も検討していきます。
- 4 地域救急医療体制整備事業
- ●安定した救急医療体制の提供のため、白河市・西白河郡管内町村での協力体制のもと、事業を継続していきます。また、様々な機会を通し、医療機関の適正受診について、周知していきます。
- 5 寄附講座支援事業
- ●今後も、白河市・西白河郡管内町村の救急医療体制の確保、充実は必要不可欠であるため、 現状の取り組みを継続していきます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
救急指定病院における応需率の向上 (※応需率とは、救急車受入要請のうち 何台受入れができたのか、その割合)	84.2%	85.0%

デジタル化 の取組

・予防接種事業では、マイナンバーカードと連携した WEB による予診 票の送付を予定

3-3 地域福祉と社会保障の充実



3-3-1 地域福祉の推進

現況

- I 地域包括支援センター
- ●地域包括支援センターは町民や介護保険事業者から広く相談を受け、虐待や身寄りのない高齢者への対応など困難事例については町の介護、福祉、健康増進担当職員などと連携して対応するなど、高齢者福祉や介護保険の運営に欠かせない部署であり、重要性は増してきています。
- 2 ボランティア
- ●新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、 ボランティア活動についても低調となって いた時期もありましたが、光南高校と矢吹 中学校が連携したボランティア活動の実施 など、新たな取組みを開始し、若い世代のボ ランティア活動を促進する環境整備につな がっています。
- 3 包括的な支援体制の整備に関する取組み
- ●高齢、障がい、子育て、生活困窮などに関する複雑化・複合化した支援ニーズが社会的に高まっていますが、町では分野別の相談体制に留まり、包括的な支援体制の構築には至っていない状況です。
- 4 再犯防止に関する取組み
- ●生きづらさを抱えて犯罪や非行をした人は 地域社会で孤立しやすく、再犯してしまう ことが多いと言われています。町では、罪を 犯した人等の社会復帰を支える保護司会等 の活動支援や再犯防止に関する啓発に取り 組んでいます。

課題

地域包括支援センターでは、現在、246人の高齢者を受け持っており、近隣市町村と比較しても非常に多くなっています。高齢化の進行に伴い、地域包括支援センターが担う役割はますます増えることが見込まれるため、必要に応じて新たに専門職を増員するなどの検討が必要となっています。

協働のまちづくりを推進するために はボランティア活動は重要であるため、引き続きボランティアに関する 情報を発信しなから事業を実施する 必要があります。

既存の高齢、障がい、子育て、生活 困窮の相談支援の取組みを活用しな がら、複雑化・複合化した支援ニー ズに対応する包括的な支援体制を構 築する必要があります。

再犯の防止には、地域住民の理解と協力を得ながら、罪を犯した人等が地域で孤立せずに生活を立て直していくための支援が必要です。

高齢化に対応するための地域包括支援センターの体制の充実を図ります。 ボランティア文化の根付いたまちを目指します。

対策・取組

- I 地域包括支援センター運営事業
- ●高齢化の進行に伴い、地域包括支援センターが担う役割、重要性が高まっています。身寄りのない一人暮らし老人の増加、認知症等、複雑なケースが増えており、より高度な専門性が求められていることから、新たに専門職を配置するなどの検討を行います。
- 2 ボランティアネットワーク事業 ※1
- ●引き続きボランティアに関する情報を発信しながら事業を実施します。
- 3 包括的な支援体制の整備に関する取組み ※1
- ●本計画期間において、以下の取組みを推進します。
 - ①町民が主体的に地域における生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備
 - ②地域における生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ③多機関協働による包括的な相談支援体制の構築
- 4 再犯防止に関する取組み ※2
- ●保護司と連携し、再犯防止に関する啓発を行います。また、福島県地域生活定着センター 等の関係機関と連携を図り、罪を犯した人等の住居確保や就労に関する支援を行うととも に、保健医療・福祉サービスを活用し、社会復帰後の生活を支援します。
- ※1 この事業、取組みは、地域福祉計画における事業、取組みを兼ねます。
- ※2 この事業、取組みは、地方再犯防止推進計画における事業、取組みを兼ねます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
地域包括支援センター職員数	6人	7人
地域包括支援センター職員一人あたりの 担当人数	41 人	35 人
ボランティア登録者数	463 人	1,000人
ボランティア参加者数	967 人	1,500人

デジタル化 の取組

・システムを利用したケース管理

3-3 地域福祉と社会保障の充実



3-3-2 社会保障の充実

現況

| 国民健康保険

●国民健康保険法に基づき、原則、被用者保 険等の適用者以外の町民すべてを被保険 者として、その疾病、負傷、出産または死 亡に関して必要な給付を行っています。

2 後期高齢者医療

●高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、原則、75歳以上の方及び65歳以上74歳以下の一定の障がいがある方を被保険者として、「福島県後期高齢者医療広域連合」が保険者となって主体的に制度を運営し、町は被保険者証の窓口交付や保険料の徴収、各種申請の受付等の窓口業務を行っています。

課題

少子高齢化による被保険者数の減少、一人あたりの医療費の増加が課題となっています。

被保険者数の増に伴う医療費の増加、少子高齢化による現役世代の負担の増加が課題となっています。

国民健康保険運営事業及び後期高齢者医療事業の適正な運営を推進します。

対策・取組

I 国民健康保険運営事業

●被保険者の医療の確保、健康増進、健康意識の向上を図るため、福島県、国保連合会、町 税務課等の関係機関と連携し、事業の運営にあたります。

2 後期高齢者医療事業

●被保険者の医療の確保、健康増進、健康意識の向上を図るため、福島県後期高齢者医療広域連合、福島県、町税務課等の関係機関と連携し、事業の運営にあたります。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
I 人あたりの医療費	342,238 円	332,000 円
後発医薬品使用割合	82.5%	85.0%

デジタル化 の取組

・町ホームページ上から各種様式を取得できるように整備

3-4 高齢者福祉の充実



3-4-1 高齢者支援の充実

現況

Ⅰ 高齢者福祉サービス

●サービス提供により利用者の福祉向上、 健康増進及び安全安心で快適な生活の提供へつながることが期待できることか ら、今後も継続して事業を推進する必要 があります。

2 介護予防

●これからも介護給付費の増加傾向が続く と予想される中で、給付費の抑制という 観点からも、高齢者の介護予防がますま す重要になると思われるため、取組みを 充実させることが必要です。

3 介護保険

●介護保険制度の運用にあたり、町民に対して適切な介護認定、サービス給付を行う必要があるため、現状の事業継続が必要です。

4 高齢者の活動支援

●老人クラブの活動推進のため補助金を交付しています。また、健康長寿をお祝いするための敬老祝品を交付しています。祝品等の交付や敬老会の実施方法についてはその都度検討し、対象者の負担軽減を図り実施しています。

課題

高齢化の進行に伴い、今後も高齢 者福祉のニーズはますます高まる ことが見込まれるため、サービス がニーズを捉えているか絶えず見 直しの検討が必要です。

高齢者の生きがいづくりが、健康 寿命の延伸に寄与することから、 今後も老人クラブの活性化推進や 対象者満足度の高い敬老会の実施 に向けた検討が必要となります。

今後も 65 歳以上の一般高齢者の増加が見込まれることから、介護予防の推進のために、現状の取組みをより充実させる必要があります。

高齢化の進行に伴い、今後も介護 サービスの需要はますます高まる ことが見込まれるため、被保険者 への不要な介護給付を抑制し、介 護保険法に基づく介護サービスの 適正な給付を行うために、現状の 取組みを継続する必要がありま す。

介護予防活動及び介護給付適正化を推進します。

対策・取組

Ⅰ 高齢者福祉サービス事業 ※

●高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちの実現を目指し、ニーズに沿った支援体制の充実を図り、引き続き事業を推進します。

また、社会福祉法人による地域における公益的な取組みを推進します。

2 介護予防事業

●介護給付費の増加傾向が続くと予想される中で、給付費の抑制という観点からも、高齢者の要支援・要介護状態になることを予防することがますます重要になると思われるため、通いの場の増加など、現状の取組みをより充実させます。

3 介護保険支援事業

●高齢化の進行に伴い、今後も介護サービスの需要はますます高まることが見込まれるため、町は保険者として介護保険の適正運営と、介護保険法に基づく介護サービスの適正給付を行うために、職員の専門性を高めながら、ケアプラン点検や認定調査の適正化などの取組みを継続・強化します。

4 元気な高齢者活動事業 ※

- ●町老人クラブ連合会への補助金交付を継続し実施します。高齢者の生きがいづくりの一助となるよう支援します。また、敬老会の実施方法について、よりよい取組みを検討します。
- ※この事業、取組みは、地域福祉計画における事業、取組みを兼ねます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
住民主体の通いの場の増加	5 箇所	7 箇所
認定調査の町の直接実施割合	39.3%	40.0%
居宅介護支援事業所へのケアプラン点検	2件	2件
老人クラブの会員数		350 人
高齢者福祉サービス全体の利用者数		300 人

デジタル化 の取組

・システムによる広域圏への認定調査票のデータ共有

3-5 障がい者福祉の充実



3-5-1 障がい者支援の充実

現況

- l 障がい者自立支援
- ●障害者総合支援法に基づき、個々のニーズに応じた障がい福祉サービス等を給付しています。
- 2 重度心身障がい者支援
- ●重度心身障がい者の医療費負担軽減を図るための医療費助成事業をはじめとした 各種事業を行い、障がいのある方の生活 を支援しています。

課題

サービスの需要と供給のバランスを 図りながら、需要の高いサービスに ついては、新規事業者の参入促進や 既存サービスの活用により提供体制 を確保する必要があります。

物価高騰等の社会情勢を鑑み、助成 内容の拡充等を行う必要がありま す。

障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用を推進します。

対策·取組

- Ⅰ 障がい者自立支援事業 ※
- ●障がいのある方が必要とするサービスを利用することができるよう、相談体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会等の関係機関との連携を強化し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 2 重度心身障がい者支援事業 ※
- ●重度障がい者の福祉の向上のため、今後も各種事業を継続するとともに、助成内容の拡充 等、必要な見直しを図ります。
- ※この事業、取組みは、地域福祉計画における事業、取組みを兼ねます。

目標指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和9年度)
日中活動系障がい福祉サービスの 合計利用人数	112 人分	129 人分
障がい児通所支援の合計利用人数	52 人分	63 人分

デジタル化 の取組

・町ホームページ上から各種様式を取得できるように整備